

4 健イ事第 1326 号
令和 4 年 11 月 16 日

関 係 各 位

地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター
理事長 鳥羽 研二

共同研究等に係る間接経費の改定について

平素より当センターとの産学連携活動につきまして、ご理解及びご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、当センターでは共同研究等に係る間接経費の取扱いを変更することといたしました。

企業等の皆様には、共同研究等の実施にあたり、受入総額の 10%又は 15%を維持管理経費及び事務経費に充てる一般管理費（間接経費）としてご負担をお願いし、研究基盤を確保するために必要な経費として活用させていただいております。

研究活動を行うためには、研究に直接必要な経費のほか、設備・機器の維持管理だけでなく、知財管理・活用の支援や研究費の管理等を行う研究支援部門、事務部門の人件費など研究活動に係る間接経費が必要となります。

近年、文部科学省と経済産業省合同による「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成 28 年 11 月 30 日）が示され、全国の大学や研究機関において間接経費の改定が行われております。当センターにおいても、研究活動に係る間接経費について、財務諸表を基に試算したところ、直接経費の 30%に相当する額になっていることが確認されました。

そのため、研究活動を支える基盤を維持しつつ産学連携活動を一層推進していく観点から、当センターでは共同研究等に係る間接経費について、下記のとおり変更することといたしました。企業等の皆様には、新たな負担をお願いすることとなり恐縮ですが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 改定内容

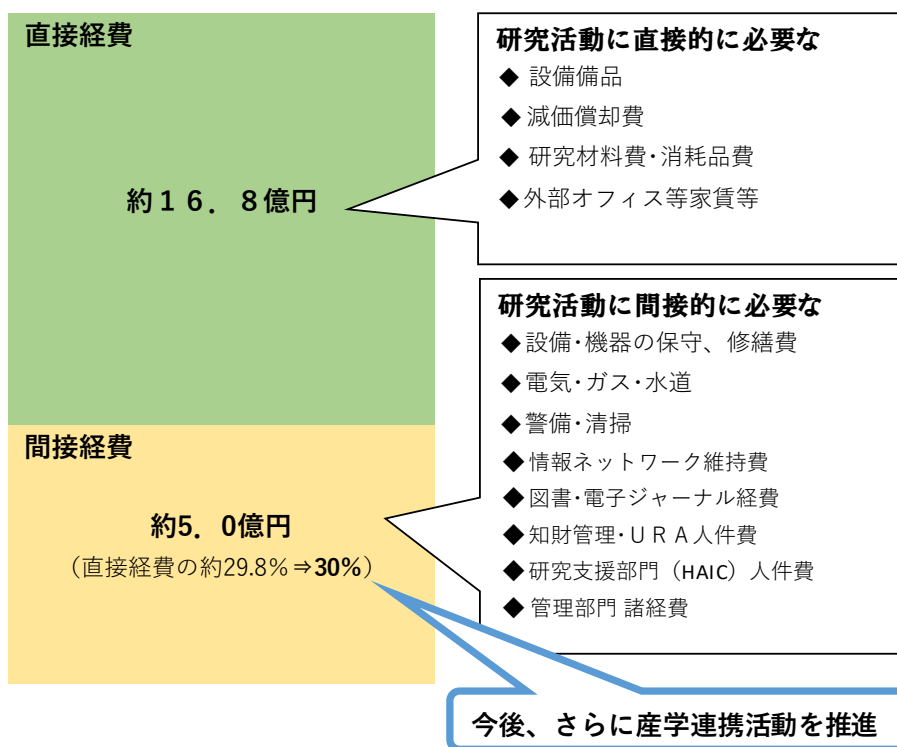
共同研究等において、間接経費の額を直接経費の 30%に相当する額といたします。

2 対象および適用時期

- ① 新規・継続契約は、令和 4 年 11 月 16 日以降に相談・依頼があったもの
- ② 変更契約は、研究期間の延長と経費の増額を伴うもので、令和 4 年 11 月 16 日以降に相談・依頼があったもの

3 参考

財務諸表から研究事業費用における間接経費、直接経費を試算した結果、研究活動に必要な間接経費は、直接経費の約30%に相当する金額でした。



(問合せ先)

地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター
健康長寿イノベーションセンター

TEL 03-3964-1141

研究開発ユニット：福島、吉川（内線）2271

事務ユニット：足立、岩本、平（内線）1234